

障がいのある人の権利と施策に関する基本法改正要綱案の提言

2010年（平成22年）12月17日

日本弁護士連合会

提言の趣旨

当連合会は、内閣府障がい者制度改革推進会議で議論されている障がい者基本法改正案をさらに良いものとするべく、別紙の「障がいのある人の権利と施策に関する基本法改正要綱案」を提言する。

提言の理由

2009年9月に民主党政権が発足し、同年12月に内閣府の下、全閣僚で構成される障がい者制度改革推進本部が設置され、その下に障がい者制度改革推進会議が設けられた。同会議は、日本が国連の障がいのある人の権利条約を批准するに当たって国内法整備を進めていくためのエンジンとして位置づけられた。

同会議は、本年に入って以降、議論を重ね、本年6月には第1次意見をとりまとめるに至った。同意見においては、障がい者基本法の抜本改正が掲げられ、2010年内に取りまとめられる第2次意見を踏まえ、2011年の通常国会へ法案提出するとのスケジュールが示されている。

今回の障がい者基本法改正は、これまでの改正とは異なり、障がいのある人の権利条約批准のための国内法整備の第一歩という極めて重要な位置づけであり、ここで十分な内容の改正を実現することで、続く総合福祉法、虐待防止法、差別禁止法等、重要な個別立法制定へつなげていくべきものである。

改正法においては、まず法律の名称を「障がいのある人の権利及び施策に関する基本法」と変更するべきである。そして第1次意見で述べられているとおり、基本法において障がいのある人の人権を規定し、これを確保するための諸施策を規定する必要がある。また制度の谷間を生まない包括的な障がいの定義、合理的配慮を提供しないことが差別であることを含む差別の定義、手話その他の非音声言語が言語であること、障がい故に侵されやすい基本的人権などを総則で確認し、障がいのある人の権利条約の実施状況の監視機能を担い、関係大臣に対する勧告権等も有する推進機関の設置を規定しなければならない。ただし、本改正要綱案で示す推進機関は、障がいのある人の権利条約33条に定められるパリ原則に基づいて条約上の権利の「促進・保護・監視」の任務を担う組織ではないのであり、これについては今後の立法による設置が望まれるものである。また基本法改正に

引き続いて、他の個別法の改正が期限を定めて速やかに行われるべきことが附則等により定められることを要請するものである。

このような時期にある今、タイミングを逃さず、推進会議で議論されている改正案をさらに良いものとするべく、当連合会としての改正要綱案を発表することとした次第である。

以上

障がいのある人の権利と施策に関する基本法改正要綱案

(前文)

本法は、1970年に心身障害者対策基本法として制定されて以来、6度の改正を経て、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策に関し基本的事項を定めること等によって、障がいのある人の福祉の増進に寄与してきたものであるが、障がいのある人に対する差別偏見は根深く、自立と社会参加を推進することに幾多の困難があり、いまだ完全参加ということに程遠い現状にある。

すべて障がいのある人は権利の主体であり、社会を構成する一員として日本国憲法及び既存の複数の人権規定から導かれるすべての基本的人権を完全かつ平等に享有することを確認し、これらの権利は国及び地方公共団体を名宛人とすることはもとより、社会を構成する一人ひとりの国民に向けられたものでもある。そしてまた、わが国は未だ経験したことの無い高齢化社会を迎え、地域社会で生活している誰もが障がいを持ちうることを共通の認識としてきている。

このような状況にかんがみ、障がいの有無にかかわらず、地域社会にあってそれぞれの個性と人格を認めあい、差異と多様性を尊重する差別のない共生社会の構築が、障がいのある人の自立と社会参加に不可欠だけでなく、障がいのない人にとっても重要な課題であることを認識し、ここに、あらためて基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民がそれぞれ共生社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、かつその実施状況の監視をはじめとした権能を担う機関を創設するものとする。

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、障がいのある人が、他の者と等しく、すべての基本的人権の享有主体であることを確認し、個別の権利内容を確定し、もって、わが国の社会が障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく相互に個性と人格を認め合い、差異と多様性を尊重する共生社会を構築するための施策を推進することを目的とするものとする。

第2条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 障がい 心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の事情に伴い、その時々
の社会的環境との関係において、個人が日常生活又は社会生活において制限を受
ける状態（過去にかかる状態にあったこと、及び将来かかる状態になる相当程
度の蓋然性があることも含む。）をいうものとする。
- 2 共生社会 すべての障がいのある人がその対等な構成員として位置づけら
れ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障がいの有無にかかわらず地域
で共に生活することが確保された社会のことをいうものとする。
- 3 合理的配慮 障がいのある人が、他の者と平等に基本的人権を享有し又は行
使することを確保するため、障がいのある人の障がいの特性等を考慮した必要
かつ適切な設備、道具、サービス等における合理的な変更又は調整であって、
特定の場合に必要とされるものをいうものとする。
- 4 言語 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうものとする。
- 5 意思等伝達手段 音声言語、手話、要約筆記、点字、指文字、触手話、指点
字、手書き文字、拡大文字、身振りや物のサイン、音声サービス、文字情報サ
ービス、写真、図画、ひらがな及び平易な表現による表記、理解を容易にする
ための支援者の利用、個々に必要とされる意思伝達装置その他の意思又は情報
を伝達する様式、手段又は方法をいうものとする。

第3条（基本的理念）

1 尊厳の保障等

すべて障がいのある人は、権利の主体として、個人の尊厳が重んじられ、自
己の心身の状態を侵襲されることなくその尊厳にふさわしい生活を保障され
るものとする。

2 法の下での平等等

すべて障がいのある人は、人として法の下に平等であり、障がいを理由に差
別され又はその他の権利利益を侵害されることなく、社会、経済、政治、文化
その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならないもの
とする。

3 地域社会で生活する権利

すべて障がいのある人は、他の者と等しく、必要な支援を受けながら地域社
会で生活する権利を有し、特定の生活様式を強制される等、本人の意思に反し
て、社会から分離又は排除されてはならないものとする。

4 自己決定の権利

すべて障がいのある人は、自己の意思決定における十分な情報提供を含む、

必要な支援を受け、かつ他からの不当な影響を受けることなく、自らに関わる事柄に関し、自己決定の権利を有するものとする。

5 意思等伝達手段を用いる権利

すべて障がいのある人は、生活、表現、伝達等あらゆる領域において、自ら選択する意思等伝達手段を用いる権利を有するものとする。

6 施設、設備、制度等の利用可能性

障がいのある人が前項までに定める権利を享受するためには、社会のあらゆる場面における施設、設備、制度、技術、サービス等は、障がいのある人に利用可能なものとして提供されなければならないものとする。

第4条（差別の禁止）

1 差別の種類と各定義

何人も、障がいのある人に対して、次の各号に規定する差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとする。

一 直接差別 障がいを理由に制限、排除、分離、又は拒否等により不利益となる取扱いを行うことをいうものとする。

二 間接差別 形式的には障がいと関係しない中立的な規定や基準の適用又は取扱いが障がいのある人に不利な結果を招き、又は結果を招くおそれがある行為を行うことをいうものとする。

三 合理的配慮の欠如 合理的配慮を行わないことをいうものとする。

2 国による差別事例の収集及び公表

国は、国民が障がいを理由とする差別について正しい理解を深められるよう、障がいを理由とする差別に該当するおそれのある事例を収集し、公表するものとする。

第5条（障がいのある女性）

国及び地方公共団体は、障がいのある女性が複合的な差別を受けていることを認識し、障がいのある女性がすべての基本的人権を享有するため、障がいのある女性の地位の向上等の確保に必要な施策を講じなければならないものとする。

第6条（障がいのある子ども）

1 権利

障がいのある子どもは、他の子どもと等しく家庭及び地域社会の構成員として尊重され、生命、生存、成長及び発達が保障され、医療、福祉、教育、遊び

及び余暇等について同年令の他の子どもの有しているすべての権利を有するものとする。

2 最善の利益

障がいのある子どもに係る判断及び決定に際しては、障がいのある子どもの有しているすべての基本的人権及びこの法律に定める基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が考慮されなければならないものとする。

3 意見表明権

国及び地方公共団体は、障がいのある子どもが自由に自己の意見（意思及び感情を含む。）を表明できるよう、障がい及び年齢に適した支援を行うとともに、障がいのある子どもの意見が他の子どもと等しく考慮されるために必要な施策を講じなければならないものとする。

4 早期支援

国及び地方公共団体は、第1項の権利を実現するために、障がいを早期に発見する等して、障がいのある子ども及びその家族に対し早期からの継続的な支援を提供することができるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

第7条（国際協力）

障がいのある人の権利と尊厳の確保及び促進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、これらに関する施策の実施は、国際協力の下に行わなければならないものとする。

第8条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、障がいのある人の権利を保障し、障がいのある人に対する差別の防止を図り、障がいのある人に対し合理的配慮を行うこと及び障がいのある人に対し合理的配慮を行うべき者に対し必要な支援を行うこと等により、障がいのある人の自立と社会参加を支援するとともに、共生社会を構築する責務を有するものとする。

第9条（事業者等の責務）

事業者等は、障がいのある人もない人も共に同じ社会の一員として事業活動に関わっていることを認識し、合理的配慮を行うこと等により障がいのある人の権利保障及び共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないものとする。

第10条（国民の責務）

国民は、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく相互に個性と人格を認め合い、差異と多様性を尊重する共生社会を実現するため、障がいのある人の人権が尊重され、障がいのある人が、差別されることなく、社会、経済、政治、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう努めなければならないものとする。

第11条（国民の理解）

1 理解を深める施策

国及び地方公共団体は、障がいのある人の置かれた状況に対する国民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳に対する尊重を促進し、あらゆる生活領域における障がいのある人に対する固定観念及び偏見をなくし、かつ、障がいのある人の能力及び貢献に対する意識を促進し、もって障がいのある人について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

2 施策内容

前項の施策は、次の事項を含むものとする。

- (1) 次の目的のために、効果的な啓発活動を行うこと。
 - ① 障がいのある人の権利に対する理解と受容の促進
 - ② 障がいのある人に対する社会的意識の促進
 - ③ 障がいのある人の技能、功績及び能力並びに職場及び労働市場への貢献に対する認識の促進
- (2) すべての段階の教育制度、特に幼年期からの教育制度において、障がいのある人の権利を尊重する態度を育成すること。
- (3) すべてのメディアが、障がいのある人に関わる描写を行うときは、この法律の目的に合致するように障がいのある人を描写するよう奨励すること。
- (4) 障がいのある人及びその権利に対する意識を向上させるための計画を促進すること。

3 障がい者週間

国は以下のとおり障がい者週間を設けるものとする。

- (1) 障がい者週間は、国民の間に広く障がいのある人の権利の擁護及び障がいのある人に対する差別の防止についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、政治、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進することを目的とするものとする。

(2) 障がい者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とするものとする。

(3) 国及び地方公共団体は、障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないものとする。

第12条（施策の基本方針）

1 総合的施策

障がいのある人に関する施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないものとする。

2 自立と社会参加

障がいのある人に関する施策は、障がいのある人の社会参加を阻害する障壁を除去し、障がいのある人の自己決定（支援を受けた自己決定を含む。）を保障し、かつ、障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営み、社会に参加をする機会が確保及び促進されるよう講じられなければならないものとする。

3 自己決定支援

国及び地方公共団体は、障がいのある人の自己決定を支援する施策を講じなければならないものとする。

4 当事者参画

国及び地方公共団体は、障がいのある人に関する施策の策定、実施においては、障がいのある人又は障がいのある人を代表する団体の参画を保障しなければならないものとする。

5 生活実態調査

国及び地方公共団体は、障がいのある人に関する施策の策定及び実施においては、障がいのある人の生活実態調査に基づいて行わなければならないものとし、この調査は障がいのない人の生活実態と比較可能な方法により行われるものとする。

6 職員研修

この法律において定められる、国及び地方公共団体が行うべき必要な施策には、教育、医療等、当該分野に携わる教員、医師等の職員に、障がいのある人の人権、尊厳、及び自立に対する尊重、並びに障がいに対する意識及び理解、コミュニケーション、支援の方法等についての専門的知識及び専門的技術を習得させるための研修を含むものとし、国及び地方公共団体は、事業者がその被

用者に対し十分な研修を行うのを援助するために必要な施策を講じなければならないものとする。

第13条（障がい者基本計画等）

1 障がい者基本計画の策定

政府は、障がいに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者基本計画」という。）を策定しなければならないものとする。

2 都道府県障がい者計画の策定

都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該都道府県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障がい者計画」という。）を策定しなければならないものとする。

3 市町村障がい者計画の策定

市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならないものとする。

4 障がい者政策委員会の意見等

内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障がい者政策委員会の意見を聴いて、障がい者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

5 地方障がい者政策委員会の意見

都道府県又は市町村は、都道府県障がい者計画又は市町村障がい者計画を策定するに当たっては、地方障がい者政策委員会の意見を聴かななければならないものとする。

6 国会への報告及び公表

政府は、障がい者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないものとする。

7 議会への報告及び公表

第2項又は第3項の規定により都道府県障がい者計画又は市町村障がい者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければ

らないものとする。

8 計画の変更

第4項及び第6項の規定は障がい者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障がい者計画及び市町村障がい者計画の変更について準用するものとする。

第14条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、障がいのある人のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならないものとする。

第15条（法制上の措置等）

- 1 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、障がいのある人に対する差別を禁止するために、救済の仕組みを含む法制上の措置を講じなければならないものとする。

第2章 障がいのある人の権利に関する基本施策

第16条（地域社会における自立生活）

1 権利

障がいのある人は、障がいのない人との間で分離又は差別されず、必要な支援を受けながら、地域社会において自立した生活を営む権利を有するものとする。

2 自立生活支援等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、障がいのある人の地域社会における生活を支援し、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な施策を講じなければならないものとする。

3 住宅の確保等

国及び地方公共団体は、障がいのある人のための住宅を確保し、及び障がいのある人の日常生活に適するような住宅の整備を促進し、適切な利用ができるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

4 福祉用具等

国及び地方公共団体は、福祉用具及び補助犬の給付又は貸付その他障がいのある人が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならないものとする。

と。

5 災害時の安全確保

国及び地方公共団体は、災害等の緊急時において、適切な意思等伝達手段を用いて情報を提供する等、障がいのある人の生命及び身体の安全が十分確保されるよう、総合的な施策を講じなければならないものとする。

第17条（自己決定）

1 権利

障がいのある人は、どこで誰と生活するかを含め、自己に関わるすべてのことを自由に決定する権利を有し、生活のあらゆる場面において、その権利能力、行為能力及び訴訟能力等の法的能力を行使するため、必要かつ適切な支援を受ける権利を有するものとする。

2 相談事業等

国及び地方公共団体は、相談事業、自己決定への支援、障がいのある人の権利利益の保護等のための成年後見制度その他の施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

3 個人情報の保護等

国及び地方公共団体は、障がいに関する個人情報、健康情報、リハビリテーションに関する情報の秘匿性が保護されるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

4 職員の育成

国及び地方公共団体は、第2項の施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう必要な施策を講じなければならないものとする。

5 濫用防止等

国及び地方公共団体は、第2項の権利利益の保護等のための施策又は制度が濫用されることを防止し、これらの制度が適切に利用又は運用されるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

第18条（公共施設等の利用可能性）

1 権利

障がいのある人は、不特定多数の者の利用に供されている建築物、道路、輸送機関その他の屋内屋外の公共施設を円滑に利用する権利を有するものとする。

2 国等が設置する公共施設

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共施設について、構造及び設備の整備等の計画的推進、介助者、案内者、朗読者及び手話通訳者等による適切な人的支援の提供その他必要な施策を講じなければならないものとする。

3 事業者が設置する公共施設

不特定多数の者の利用に供されている公共施設を設置する事業者は、第1項の権利を実現するため、当該公共施設の構造及び設備の整備等の計画的推進並びに介助者、案内者、朗読者及び手話通訳者等による適切な人的支援の提供等に努めなければならないものとする。

4 施策

国及び地方公共団体は、第1項の権利を実現するため、前項の規定による事業者の責務を援助し、また、公共施設を利用する障がいのある人が、移動補助具、補装具、補助器具又は支援機器等を利用し、又は介助者、案内者、朗読者、手話通訳者等による適切な人的支援の提供を受けることができるようにするために必要な施策を講じなければならないものとする。

5 補助犬

国、地方公共団体及び公共施設を設置する事業者は、自ら設置する公共施設を利用する障がいのある人の補助を行う補助犬の同伴について、障がいのある人の利用の便宜を図らなければならないものとする。

第19条（意思及び情報の受領等）

1 権利

障がいのある人は、自ら選択する意思等伝達手段を用いて意思又は情報を受領し、またこれを発信、伝達し、通信、放送その他の情報の提供等に係る公共的なサービスの提供を受ける権利を有するものとする。

2 情報通信機器等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、障がいのある人が利用しやすいコンピューター及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送のサービスの利用に関する障がいのある人の利便の増進、障がいのある人に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

3 情報通信技術等

国及び地方公共団体は、公共分野における情報通信技術の活用の推進に当た

っては、それらを障がいのある人にも利用可能なものとしなければならないものとする。

4 情報通信機器製造等

電気通信及び放送その他の情報の提供に係るサービスの提供並びにコンピューター及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該サービスの提供又は当該機器の製造等に当たり、それらを障がいのある人にも利用可能なものとするよう努めなければならないものとする。

第20条（家庭及び家族の尊重）

1 権利

障がいのある人は、両当事者の合意のみに基づいて婚姻をする権利、生殖能力を保持する権利、家族を形成し、子どもを養育する権利、子どもの数及び出産間隔を決定する権利、並びに生殖、出産及び家族計画に関する情報及び教育をその年齢に適した方法で受ける権利を有するものとする。

2 適切な支援

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、障がいのある人が、性を否定されることなく個人として尊重され、性、生殖、婚姻、家族、親子関係、親族関係及び子どもの養育に関して、並びにこれらに関する教育、情報提供、保健サービスに関して、適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

第21条（教育）

1 権利

障がいのある人は、あらゆる年齢段階において、自己の尊厳及び価値に対する意識を十分に育成し、人権及び人間の多様性を尊重し、その能力を可能な限り発達させ、社会に参加することを目的とする共生教育を受ける権利を有するものとする。

2 制度の構築

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、障がいのある人がその生活する地域社会において、必要な支援を受けながら、障がいのない人と共に学ぶ教育制度を構築し、生涯学習の機会を確保するために必要な施策を講じなければならないものとする。

3 必要な支援及び整備

国及び地方公共団体は、障がいのある人が十分な教育を受けられるよう、学

級人数を調整し、教職員及び支援員を配置し、学校施設の整備を促進する等教育上必要な支援及び整備を確保するために必要な施策を講じなければならないものとする。

4 手話等の保障

国及び地方公共団体は、盲ろう者及びろう者が十分な教育を受けられるよう、手話等当該盲ろう者及びろう者にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段を確保するために必要な施策を講じなければならないものとする。

5 特別支援学校における教育

国及び地方公共団体は、障がいのある人又はその保護者が特別支援学校における教育を選択した場合、第1項の権利を実現するために、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないものとする。

6 教員の研修等

国及び地方公共団体は、すべての教育段階における教員の養成課程で、障がいに対する意識、コミュニケーション、支援の方法及び授業方法等について研修を行う等、教員の資質を向上させるために必要な施策を講じなければならないものとする。

第22条（労働及び雇用）

1 権利

障がいのある人は、他の者と等しく、労働についての権利を有し、障がいのある人が分け隔てられることなく利用できる労働市場及び労働環境において、必要な支援を受けながら、自ら選択した労働を通じて生計を立てる機会を保障されるものとする。

2 労働条件等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、公正かつ良好な労働条件及び安全かつ健康的な労働環境を確保するよう必要な施策を講じなければならないものとする。

3 雇用の促進等

国及び地方公共団体は、障がいのある人の雇用を促進し、障がいのある人がその意欲と適性に応じた適切な職業に従事することができるようにするため、障がいのある人に対して、職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介その他必要な就労支援施策を講じ、かつ優先雇用、障がい者雇用率制度その他必要な

施策を講じなければならないものとする。

4 事業主への助成等

国及び地方公共団体は、障がいのある人を採用しようとする事業主及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、障がいのある人が雇用され、継続して働くことができるよう、障がいのある人の雇用に伴い必要となる施設又は環境等に要する費用の助成その他必要な支援をするために、必要な施策を講じなければならないものとする。

第23条（医療、健康等）

1 権利

障がいのある人は、十分な説明に基づいた自らの選択（支援を受けた選択を含む。）にしたがい、障がいのない人に提供される医療と同一の質の医療、保健、リハビリテーション等（以下「医療等」という。）を受ける権利を有し、本人の意思に反して医療等を強制されないものとする。

2 地域医療

国及び地方公共団体は、前項の医療等を当該障がいのある人が生活する地域社会又はこれに可能な限り近い地域で提供するために必要な施策を講じなければならないものとする。

3 医師等の育成

国及び地方公共団体は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が、障がいのある人の人権、尊厳及び自立を尊重し、障がいに対する理解を深めるようにこれらの者を育成するために必要な施策を講じなければならないものとする。

4 医師等の研修

国及び地方公共団体は、前項の趣旨にのっとり、病院、診療所、助産所その他の医療機関に対し、医療従事者に必要な研修を行うよう指導助言し、かつ倫理規則を普及させるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

5 研究、開発及び普及等

国及び地方公共団体は、医療等の研究、開発及び普及を促進し、難病等の調査及び研究を推進するよう努めなければならないものとする。

第24条（所得保障）

1 権利

障がいのある人は、他の者と同等の生活をするように、所得を

保障される権利を有するものとする。

2 年金等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならないものとする。

3 税制上の措置等

国及び地方公共団体は、障がいのある人の尊厳ある生活が実現され、障がいのある人及びその家族に障がいに起因する経済的負担が生じることのないよう、税制上の措置、公共施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならないものとする。

第25条（司法の利用等）

1 権利

障がいのある人は、すべての法的手続（裁判外紛争解決機関における手続及び捜査段階の手続を含む。）において、他の者と等しく、適正な手続を保障され、手続の直接及び間接（裁判傍聴を含む。）の利用が可能となるよう、必要な支援を受ける権利を有するものとする。

2 裁判所等

国及び地方公共団体は、裁判所、検察庁、警察署等が、当該法的手続に関与している障がいのある人の障がいに応じ、その者が十分に理解可能な意思等伝達手段（適切な補助者の立会い等も含む。）を用いてすべての手続を行うことができるようにするために必要な施策を講じなければならないものとする。

3 事業者

弁護士等司法にかかわる事業者は、法的手続の当事者である障がいのある人の障がいに応じ、その者が十分に理解可能な意思等伝達手段を用いてコミュニケーションをはかる等、必要な支援を行うよう努めなければならないものとする。

4 刑事施設等

国及び地方公共団体は、刑事施設、留置施設、少年院、鑑別所等が、対象となっている障がいのある人の障がいに応じ、その者が十分に理解可能な意思等伝達手段を用いて、適切な処遇を行うことができるよう必要な施策を講じなければならないものとする。

5 職員の研修及び訓練

国及び地方公共団体は、すべての法的手続に関わる職員が障がいのある人に対し必要な支援を行うことができるように、訓練及び研修を行うための必要な

施策を講じなければならないものとする。

第26条（政治参加）

1 権利

障がいのある人は、自らの政治的権利を行使する機会を確保するために、立候補、投票又は国民審査の手續、設備及び資料等に係る配慮並びに選挙活動及び投票又は国民審査の際の援助その他必要な支援を受ける権利を有するものとする。

2 条件整備等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、選挙活動における支援、投票又は国民審査を行う場所の設置運営、人員配置等の条件整備を行う等必要な施策を講じなければならないものとする。

第27条（文化活動等への参加）

1 権利

障がいのある人は、自らの意思に基づき、文化芸術活動、レクリエーション活動、もしくはスポーツに参加する機会を確保するために必要な支援を受ける権利を有するものとする。

2 条件整備等

国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、利用しやすい設備、用具その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に参加する機会及び必要な支援の提供等必要な施策を講じなければならないものとする。

第28条（国際協力のための施策）

国は、この法律の目的及び趣旨を実現するために国際協力を促進するものとし、障がいのある人の参加を保障した上で、外国政府、国際機関及び障がい者組織を含む市民団体と協力及び連携するために必要な施策を講じなければならないものとする。

第3章 施策及び基本計画の推進及び監視等

第29条（障がい者政策委員会の設置）

1 障がい者政策委員会の設置

内閣府に、障がいのある人に関する施策を推進し、監視する機関として、障

がい者政策委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

2 省庁間調整

委員会は、政府内の省庁間における障がいのある人に関する施策の実施に関連する活動を容易にするための調整を行うものとする。

3 当事者参画

障がいのある人及び障がいのある人を代表する団体は、委員会による推進及び監視の過程に参加するものとする。

第30条（所掌事務）

1 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ① 障がい者基本計画案の作成に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し意見を述べる。
- ② 障がいのある人に関する施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べる。
- ③ 障がいのある人に関する施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に勧告すること
- ④ 第1号から前号までに掲げる事務を行うために必要な実態調査及び研究を行うこと。
- ⑤ 第12条に基づき、国民に対し広報及び啓発活動を行うこと。

2 報告

内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第3号の規定による勧告に基づき講じた施策について、委員会に報告しなければならないものとする。

第31条（職権の行使）

委員会の委員は、独立してその職権を行うものとする。

第32条（資料の提出等の要求）

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

第33条（組織）

委員会は、委員30人以内で組織するものとする。

第34条（委員の任命）

委員会の委員は、障がいのある人、障がいのある人の権利及び福祉に関する事業に従事する者並びに学識経験者の中から、内閣総理大臣が任命するものとし、過半数を障がいのある人によって構成するものとする。

第35条（委員の任期）

委員の任期は、3年とするものとする。

第36条（地方障がい者政策委員会）

1 都道府県障がい者政策委員会

都道府県に、地方障がい者政策委員会を置くものとする。

2 所掌事務

都道府県に置かれる地方障がい者政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ① 都道府県障がい者計画に関し、意見を述べる。
- ② 当該都道府県における障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- ③ 当該都道府県における障がいのある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- ④ 都道府県の障がいのある人に関する施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し勧告すること。

3 組織及び運営

都道府県に置かれる地方障がい者政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

4 市町村障がい者政策委員会

市町村に、地方障がい者政策委員会を置くものとする。

5 準用

第2項及び第3項の規定は、市町村に置かれる地方障がい者政策委員会に準用するものとする。

6 構成

地方障がい者政策委員会の委員は、障がいのある人、障がいのある人の権利及び福祉に関する事業に従事する者並びに学識経験者の中から、都道府県においては都道府県知事が、市町村においては市町村長が任命するものとし、過半

数を障がいのある人によって構成するものとするものとする。

以 上